

1. 美しい相馬の海と山とを、うたいつぐふるさとのうたと共に、あすのくらしにのこそう。
1. 報徳の訓えに心をはげまし、うまずたゆまず豊かな相馬をきずこう。
1. ふるきをたずね、新しい相馬のまちづくりに一人一人の力をかたむけよう。

お知らせ版

市県民税 申告受け付け

相馬税務署への申告

青色申告、消費税申告、住宅借入金特別控除（初年度）、土地の譲渡（公共用以外）、株式の譲渡、繰越損失などは、税務署の申告受付会場（駅前振興ビル）で申告をお願いします。

※期間などの詳細は問い合わせください。

●問い合わせ先 相馬税務署 (☎363111)

市役所への申告

2月17日(月)～3月16日(月)の期間、市役所2階中央会議室で申告を受け付けます。

※詳細な日程は、広報そうま 2月1日号に掲載します。

●対象者 令和2年1月1日現在本市に居住している方で、下記に該当する方は所得を申告ください。

- ▽営業、農業、漁業、不動産(貸駐車場、アパート、小作料など)の所得がある方
- ▽給与収入があり、勤務先(アルバイトを含む)で年末調整を受けていない方
- ▽複数の事業所から給与(賃金、シルバー人材配分金、報酬など名目を問わない)収入がある方
- ▽生命保険満期、個人年金、互助年金などにより、保険金などの受け取りがあった方
- ▽令和元年中(平成31年中)無職・無収入、かつご自分の扶養にも入っていない方
- ▽市外に単身赴任中の配偶者などの扶養になっている方
- ▽市営住宅入居手続きや各種手当の請求などのため市役所の各種証明書などが必要な方
- ▽年金収入が400万円以下で市県民税の税額を抑えるため所得控除(生命保険料控除、社会保険料、扶養控除など)を申告される方
- 次のいずれかに該当する方は市役所で申告する必要があります(りません)
- ▽税務署で所得税の確定申告

- をする方
- ▽年間給与の年末調整が済みであり、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票と同じもの)が提出され、かつ勤務先の給与以外に収入がない方
- 問い合わせ先 税務課 (☎372127)

被災した場合の 所得税の軽減措置

災害により住宅や車両などに損害を受けたときは、確定申告で次のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することが出来ます。

- ▽所得税法に定める雑損控除の方法
- ▽災害減免法に定める税金の

軽減免除による方法 ※被害の程度が小さい場合には、軽減の措置を受けられない場合もあります。

●申告場所・時間 問い合わせ先に連絡ください。

●必要書類 申告の際は、次の書類が必要になります。

- ▽罹災証明書
- ▽建物や車両の取得金額が分かるもの
- ▽建物や車両の修繕費、取り壊し費用、除去費用などが分かるもの
- ▽被害を受けた資産について受け取る保険金などの金額が分かるもの
- ▽令和元年度の源泉徴収票など収入金額が分かるもの(同居家族も含む)
- ◎制度の詳細は、国税庁ホームページ「災害関連情報」を確認ください。

●問い合わせ先 相馬税務署 電話相談センター (☎363111)

※音声案内で「0」番を選択してください。

ホームページはこちらから

国税庁災害関連情報



# 令和元年度 市税などの減免

令和元年台風 19 号および 10 月 25 日大雨により被災した方を対象に、市税などの減免を次のとおり行います。

## ●対象となる市税など

▽市県民税▽固定資産税▽国民健康保険税▽介護保険料▽後期高齢者医療保険料

●対象期間 令和元年度（平成 31 年度）に課税になっている市税などで、災害があった令和元年 10 月 12 日以降に納期限が到来する期間

※随時課税などにより、新たに令和元年度分として課税される市税なども含む。

## ●減免の対象者 下記のとおり

※税目などにより要件が異なります。詳細はホームページ、または市役所 1 階税務課に問い合わせください。

市ホームページ  
QR コード



## 市県民税（要件ごとに減免割合があります）

●問い合わせ先 市民税係（☎ 37-2127）

▽納税義務者が死亡、行方不明、生活保護の規定による生活扶助、障がい者となったとき

▽納税義務者の前年の合計所得が 1,000 万円以下の方で、住宅や家財の価格に 10 分の 2 以上の損害があるとき（住宅の場合は、罹災証明書の罹災状況が全壊、大規模半壊、半壊）

▽納税義務者の前年の合計所得が 1,000 万円以下の方で、災害により事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入のうち、いずれかが前年の収入と比べて 10 分の 3 以上減少したときで、減少した収入以外の所得が 400 万円以下の方

※災害により事業を廃止または失業したときは、対象税額（第 3、4 期分）を全額減免します。

## 固定資産税（要件ごとに減免割合があります）

●問い合わせ先 固定資産税係（☎ 37-2128）

▽土地…岩石などの流入、地盤の崩落、土地の流出などの損害があった場合

▽家屋…罹災証明書の罹災状況が半壊以上の場合

▽償却資産…水没による損壊などの損害があった場合

※対象税額は第 3、4 期分です。

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

（要件ごとに減免割合があります）

●問い合わせ先 市民税係（☎ 37-2127）

▽主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病、行方不明となったとき

▽主たる生計維持者の前年の合計所得が 1,000 万円以下の方で、災害により事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入のうち、いずれかが前年の収入と比べて 10 分の 3 以上減少したときで、減少した収入以外の所得が 400 万円以下の方

※災害により事業を廃止または失業したときは、対象税額（国民健康保険税：第 4～8 期分、後期高齢者医療保険料：第 3～7 期分）を全額減免します。

▽主たる生計維持者の居住する住宅が被害を受けたとき（罹災証明書の罹災状況が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水）

## 介護保険料（要件ごとに減免割合があります）

●問い合わせ先 市民税係（☎ 37-2127）

▽主たる生計維持者が死亡または障がい者もしくは重篤な傷病、行方不明となったとき

▽災害により主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入のうち、いずれかが前年の収入と比べて 10 分の 3 以上減少したときで、減少した収入以外の所得が 400 万円以下の方

※災害により事業を廃止または失業したときは、対象税額（第 4～8 期分）を全額減免します。

▽主たる生計維持者の居住する住宅が被害を受けたとき（罹災証明書の罹災状況が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水）

※事業収入は営業、農業、漁業などの収入です。

申請方法は、次のページを確認ください。

## 令和元年度市税などの減免

### 申請方法

- 罹災証明書の交付を受けている方は、基本的に減免申請の手続きは必要ありませんが、交付を受けていない方で前のページに該当する方は減免申請が必要になりますので、手続きください。
- ※減免申請書などは市ホームページからダウンロードできます。
- 場所** 市役所1階税務課
  - 時間** 8時30分～17時
  - ※土曜日・日曜日、祝日を除く。
  - 申請期限** 3月31日(火)
  - ※期限以降も受け付けますが、早めに申請ください。
  - 【必要書類など】
  - 事業収入が減少した場合**
    - ▽令和元年度の事業収入などが分かる書類(確定申告書、収支内訳書、決算書の写し)
    - ▽平成30年分の事業収入などが分かる書類(確定申告書、収支内訳書、決算書の写し)
    - ▽給与収入の場合は、源泉徴収票
    - ▽保険金などで事業収入が補てんされたことが分かる書類

- ▽はんこ(認印可)
- 土地に被害を受けた場合**
  - ▽被害状況が分かる写真
  - ※写真がある場合のみ。
  - ▽はんこ(認印可)
- 償却資産に被害を受けた場合**
  - ▽被害状況が分かる写真
  - ※写真がある場合のみ。
  - ▽被災償却資産明細書
  - ▽修繕費用が分かるもの(領収書など)
  - ▽はんこ(認印可)
- 留意事項** 固定資産税以外の税目で2つ以上の要件に該当する場合は、減免額の最も多い要件のみを適用します。



@soma\_city

相馬市公式ツイッターです。  
随時、市からのお知らせをお伝えしています。

## 入浴施設の無料開放を終了します

令和元年台風19号などの被災者に対する入浴施設の無料開放を終了します。

- 終了日** 1月31日(金)
- 対象施設** ▽総合福祉センター(はまなす館) ▽老人憩の家清流荘
- 問い合わせ先** 健康福祉課(☎372174)

### 申請期限延長

## 災害救助法に基づく住宅応急修理制度

- 対象者** 令和元年台風19号および10月25日大雨で被災した世帯で、罹災証明書によって半壊または大規模半壊と判定された住宅の応急修理をすることで、避難所などへの避難を要しなくなると見込まれる世帯
- ※一部損壊の場合は、損害割合10%以上の場合に限り必要(準半壊の罹災判定が必要)
- ※住宅以外は対象外。
- 支援内容**(市が修理業者に支払う額) 最大59万5千円
- ※一部損壊(準半壊)は最大30万円。
- 申請期限** 1月31日(金)
- 場所** 市役所2階建築課
- 時間** 8時30分～17時
- ※土曜日、日曜日を除く。
- 持参物** ▽罹災証明書 ▽はんこ(認印可) ▽修理見積書
- ▽修理前の被災箇所の写真
- ※すべてがそろっていないくても申し込み可能です。
- 問い合わせ先** 建築課(☎372178)

### 申請期限延長

## 被災した家屋の解体・撤去



令和元年台風19号および10月25日大雨により損壊(半壊以上)した家屋の解体・撤去の申請を受け付けています。

解体・撤去を希望する方で、まだ申請されていない方は、期限までに申請ください。

- 申請期限** 1月31日(金)
- 場所** 市役所2階都市整備課
- 時間** 8時30分～17時
- ※土曜日、日曜日を除く。
- ◎詳細は、市ホームページを確認ください。
- 問い合わせ先** 都市整備課(☎37-2159)

## 災害土砂、流木、わらの受け入れ終了(災害廃棄物集積所)

- 終了日** 1月31日(金)
- ※土曜日、日曜日は受け入れていません。
- 問い合わせ先** 生活環境課(☎37-2143)

# 国民健康保険・後期高齢者医療診療などの一部負担金免除

## 一部負担金等免除証明書の発行

令和元年台風19号および10月25日大雨により被災した方は、診療、調剤、訪問看護の一部負担金が免除になります。

一部負担金等免除証明書の発行には申請が必要です。必要書類を持参の上、市役所1階保険年金課で申請ください。

●対象者 本市に住所を有する国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者で左表

### ●免除の理由と必要書類

免除の理由	必要書類
①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方	罹災証明書 ※留意事項を確認ください。
②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方	▽死亡＝死亡診断書、警察の発行する死体検案書 ▽重篤な傷病＝医師の診断書 ※1カ月以上の治療を有する場合。
③主たる生計維持者の行方が不明である方	警察などに行方不明者に係る届け出をしていることが確認できるもの
④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した方	税務署に提出した廃業届など
⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	雇用保険受給資格者証など ※雇用保険受給中は対象外。

の①～⑤に該当する方

●免除期限 1月31日(金)

※期限が延長になった場合は、広報そうまなどでお知らせします。

●持参物 ▽左表の該当する必要書類▽はんこ(認印可)  
▽身分証明書(運転免許証など)

### ●留意事項

▽左表①に該当する方で、居住していた住家と住民票の住所が一致し、本市が発行した罹災証明書(全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水に限る)の交付を受けている方には、

申請がなくても一部負担金等免除証明書を発行し、郵送しています。まだ罹災証明書の申請をされていない方は早めに申請ください。

▽被災当時、住民票の住所とは別の場所に居住しており、居住していた住家が被災した場合、居住地の罹災証明書(全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水に限る)とその住家に住んでいたことが証明できる書類(公共料金の領収書、賃貸契約の契約書など)を持参の上、市役所1階保険年金課で相談ください。

▽災害救助法の適用市町村で罹災証明書(全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水に限る)の交付を受け、本市に転入された方も該当します。

## 一部負担金を返還します

一部負担金の免除対象となる方で、令和元年10月12日以降に医療機関に一部負担金を支払った場合は申請ください。

### ●持参物

▽国民健康保険の方⇨領収書、

はんこ(認印可)、世帯主名義の通帳、国民健康保険一部負担金等免除証明書

▽後期高齢者医療の方⇨領収書、はんこ(認印可)、本人名義の通帳、後期高齢者医療一部負担金等免除証明書

※領収書を紛失した場合は、医療機関から再発行、または支払証明書の発行が必要です。発行は有料の場合があります。

## 保険証の再交付

今回の災害で保険証を紛失された場合、市役所で再交付します。まだ再交付を受けていない方は申請ください。

●持参物 ▽身分証明書(運転免許証など) ▽はんこ(認印可)

### 【共通事項】

●申請・再交付場所 市役所1階保険年金課

●受付時間 8時30分～17時15分

※土曜日・日曜日、祝日を除く。

●問い合わせ先 保険年金課

(☎372140)

## 市税の1月の納期限

# 1月31日(金)です

市税などは納期限内に納付しましょう

★市税などの納付には便利な口座振替を利用ください。

市税は、子ども・くらし・まちづくりなど、皆さんの暮らしに結びつくサービスを行うための資源です。

- 市県民税(普通徴収) 第4期
- 国民健康保険税(普通徴収) 第7期
- 介護保険料(普通徴収) 第7期
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第6期

※口座振替を利用の方は納期限が振替日です。

※コンビニエンスストアでも納付できます。



## 人工透析治療を受けている方の 交通費を助成します

市は、腎臓機能障がいのある身体障がい者で次のすべての条件を満たす方に、人工透析治療のための交通費を助成します。

●助成額 月額25,000円が限度

※本人および家族の所得額により助成を受けられない場合があります。

### ●条件

▽交通手段が電車、バス、自動車、タクシーであること(要審査)

▽通院交通費の月額が5,000円以上であること

▽通院距離が一・五キロメートル以上であること

▽市内あるいは最寄りの医療

機関に通院すること(要審査)

●申請方法 市役所1階健康福祉課で相談の上、必要書類などをそろえて申請ください。

※電話での申請は不可。

●必要書類など ▽身体障がい者手帳▽はんこ(認印可)

▽交通機関の領収書▽申請書

▽通院証明書

※満床などの理由により市内

または最寄りの医療機関以外に通院する場合は、申立書も必要です。

※申請書、通院証明書、申立書

の用紙は健康福祉課にあります。

●申請・問い合わせ先 健康福祉課(☎372109)

●申請・問い合わせ先 健康福祉課(☎372109)

## 福節祭

(ふるさと行事)

みそぎ祭りと節分、恵方巻を掛け合わせたお祭りです。

御祈願で厄をはらい、みそぎで厄を流します。

豆まきと恵方巻を食べることで、一年の無病息災を願います。

●開催日 2月2日(日)

●場所 相馬神社境内

●内容 ▽神事・みそぎ=10時  
▽豆まき=10時30分

●問い合わせ先 相馬神社(☎35-3362)

令和2年度

## 小・中学校体育施設使用団体の登録を受け付けます

教育委員会は、スポーツ振興を目的に小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放しています。年間を通して定期的に使用したい団体は登録が必要です。

●受付期間 2月3日(月)～25日(火)

※土曜日・日曜日、祝日を除く。

●申請先 使用希望校

●申請書は各学校で配布。

●登録

①使用できる団体は、市内に在住、勤務または在学する10人以上で構成された成人の代表者がいる団体に限る。

※市外に居住の方は、登録名簿に住所と勤務または在学先を記入ください。

②月1回以上定期的に使用する団体は、必ず年度毎に登録が必要(1団体1校に限る)。

※大会などで不定期に使用する場合は、登録は不要。

●問い合わせ先 生涯学習課(☎372278)

## 水道管の凍結に注意ください

●こんなときに凍結します

▽外気温がマイナス4度以下になったとき

▽夜間、あるいは外出などで長時間水道を使わないとき

▽1日中外気温が氷点下の真冬日が続いたとき

●水道管が凍結しやすいところ

▽水道管や器具が露出しているところ

▽北向きのところ

▽風当たりの強いところ

▽屋外にある水道管など

●凍結による破損事故を防ぐために

▽屋外の露出したままの水道管や蛇口を防寒

▽給湯器などの水抜き(長期不在となるとき)

●凍結して水が出なくなるとき

気温の上昇により自然に解凍するのを待つか、タオルなどをかぶせ、その上からぬるま湯を徐々につけて、時間をかけてゆっくり解凍する。

※蛇口や水道管に熱湯を一度かけないでください。破裂することがあります。

●それでも水が出ないとき

近くの指定給水装置工事業者に修理を申し込む。

※修理費用は、自己負担となりますので、依頼する事業者

者に問い合わせください。

●問い合わせ先 相馬地方広域水道企業団(☎356736)

## 休日にマイナンバーカードの受け取りができます

下記の日程で、カード交付窓口を開設します。受け取り希望の方は事前の予約をお願いします。

●開設日 2月9日(日)

●時間 9時～15時

※個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)が届いている方が対象となります。

●予約・問い合わせ先 市民課(☎37-2138)



# 市内空間放射線量

●問い合わせ先 放射能対策室 (☎ 37-2270)

## モニタリングポストなどの測定値 (市内 68 箇所・文部科学省設置)

(時間：8 時現在 単位： $\mu$  Sv/h)

### ■幼稚園・保育園・児童施設 (測定の高さ：50cm)

施設名	12月1日	12月25日
大野幼稚園	0.083	0.078
飯豊幼稚園	0.088	0.076
八幡幼稚園	0.092	0.067
日立木幼稚園	0.069	0.075
磯部幼稚園	0.063	0.061
山上幼稚園	0.099	0.088
中央児童センター	0.071	0.077
川原町児童センター	0.067	0.068
中村幼稚園	0.073	0.060
中村報徳保育園	故障	0.071
相馬保育園	0.070	0.073
みなと保育園	0.060	0.056
さくらがおか保育園	0.072	0.065
福島ヤクルト相馬センター保育室	0.078	0.066
のびっこらんど相馬	0.096	0.095
のびっこらんどキララ	0.067	0.074
相馬愛育園	0.084	0.080

### ■小学校 (測定の高さ：50cm)

施設名	12月1日	12月25日
中村第一小学校	0.078	0.079
中村第二小学校	0.063	0.066
桜丘小学校	0.064	0.062
大野小学校	0.071	0.078
飯豊小学校	0.072	0.073
八幡小学校	0.069	0.074
日立木小学校	0.076	0.074
磯部小学校	0.071	0.063
山上小学校	0.083	0.082
旧玉野小学校	0.153	0.145

### ■中学校 (測定の高さ：1m)

施設名	12月1日	12月25日
中村第一中学校	0.088	0.085
中村第二中学校	0.079	0.082
向陽中学校	0.076	0.081
磯部中学校	0.088	0.097
旧玉野中学校	0.128	0.129

### ■高等学校・専門学校など (測定の高さ：1m)

施設名	12月1日	12月25日
相馬高等学校	0.105	0.094
相馬東高等学校	故障	0.091
相馬看護専門学校	0.090	0.088
相馬支援学校	0.098	0.104

### ■公共施設など (測定の高さ：1m)

施設名	12月1日	12月25日
東部公民館	0.046	0.045
大野公民館	0.059	0.058
飯豊公民館	0.046	0.044
山上公民館	0.053	0.049
玉野出張所	0.155	0.150
スポーツアリーナそうま	0.090	0.083
図書館 (振興公社振興ビル)	0.075	0.083
総合福祉センター (はまなす館)	0.116	0.128
相馬光陽パークゴルフ場 管理棟	0.087	0.093
相馬光陽サッカー場	0.088	0.093
一般廃棄物埋立処分場	0.067	0.064
道の駅そうま 体験実習館	0.103	0.103
さけふ化場	0.077	0.076
松川浦スポーツセンター	0.101	0.109
相馬地方広域水道企業団	0.063	0.061
富沢公会堂前空き地	0.071	0.070
小倉公会堂	0.074	0.073
蒲庭公会堂	0.074	0.072
東玉野農業研修施設隣	0.082	0.077
副霊山生活改善センター	0.108	0.105

### ■都市公園 (測定の高さ：1m)

施設名	12月1日	12月25日
馬陵公園 長友グラウンド	0.105	0.090
塚ノ町緑地	0.087	0.083
大野台公園	0.095	0.110
前沢目公園	0.094	0.085
新町緑地	0.075	0.080
桜ヶ丘東公園	0.080	0.083
高平公園	0.095	0.080
高池前公園	0.098	0.099
刈敷田東公園	0.076	0.082
刈敷田西公園	0.072	0.071
角田公園	0.081	0.077
沖ノ内公園	0.085	0.084

※測定機器の状態により欠測となる場合があります。

※モニタリングポストの数値を、 $1 \mu$  Gy/h =  $1 \mu$  Sv/h と換算しています。

## 玉野地区道路等線量測定値

(測定の高さ：1m 測定機器：日立アロカ TCS-172B 単位：μ Sv/h)

線量計所在地	12月2日	12月23日
玉野字副霊山 380 番地の 3 付近	0.322	0.240
玉野字霊山 377 番地の 1 付近	0.262	0.256
玉野字霊山 391 番地付近	0.582	0.416
玉野字霊山 408 番地付近	0.210	0.168
玉野字霊山 14 番地付近	0.216	0.250
旧玉野中学校 校門北	0.376	0.302
旧玉野小学校 校庭南西角	0.210	0.172
玉野字谷地前 7 番地の 2 付近	0.396	0.324
玉野字町頭 3 番地の 1 付近	0.316	0.258
玉野字町 33 番地付近	0.258	0.236
玉野字坂口 34 番地の 3 付近	0.256	0.230
玉野字弥左エ門沢 33 番地付近	0.246	0.244
玉野字孫左エ門沢 35 番地付近	0.398	0.314

線量計所在地	12月2日	12月23日
玉野字孫左エ門沢 84 番地の 1 付近	0.314	0.234
玉野字八竜崎 25 番地の 3 付近	0.226	0.186
東玉野字町 35 番地付近	0.174	0.126
東玉野字町裏 160 番地の 1 付近	0.204	0.154

## 光陽クリーンセンターの測定値

### ■光陽クリーンセンター

(測定の高さ 1m 単位：μ Sv/h)

施設名	11月29日	12月24日
クリーンセンター	0.06	0.06
衛生センター(焼却灰一時保管所)	0.09	※

※衛生センターでの焼却灰の保管が 12 月 17 日で終了したため、測定を終了しました。

## (初級) 点訳奉仕員養成講座

点字の理解を深め、点訳の技術を学び、視覚障がい者の地域生活を支援する人材を育成することを目的に養成講座を開催します。

18 歳以上の市民の方ならどなたでも受講できます。

ぜひ参加ください。

●日時 2月4日～3月24日の毎週火曜日(全8回) 19時～21時

※2月11日(火)は祝日のため、12日(水)に開講。

●場所 総合福祉センター(はまなす館)

●受講料 無料

※別途テキスト代 770 円。

●募集人数 15 人

※人数が少ない場合は中止。

●申し込み方法 電話またはファクスで申し込み。

※必要事項=▽氏名(フリガナ)

▽住所▽電話番号

●申込期限 1月24日(金)

※定員になり次第締め切り。

●申込・問い合わせ先 市社会福祉協議会(☎ 36-5033、ファクス 36-3109)

(☎ 372154)

●問い合わせ先 商工観光課

●お問い合わせ先 商工観光課

チャレンジショップ  
新規出店  
希望者募集

市は、新規事業者の起業を支援・育成するために、月1万円の賃貸料で駅前振興ビル1階のスペースを提供しています。

実際に、お客さまとのやりとりを通じて店舗経営のノウハウを学んでみませんか。

店舗の運営については、相馬商工会議所の指導・助言を受けることができます。

●お問い合わせ先 商工観光課

(☎ 372154)

よろず街道絵図帖

登録店舗・事業者募集

市は、市内の観光情報や事業者情報などを発信するホームページ「相馬よろず街道絵図帖」を開設しています。

当ホームページは、本市を訪れる方や市民の皆さんに有益な情報を発信できる情報サイトを目指しています。

登録料は無料です。自身の店舗や事業の情報を発信してみませんか。

●お問い合わせ先 商工観光課

(☎ 372154)

県特定最低賃金の改正

最低賃金は、都道府県別に定められた地域別最低賃金と特定の産業に従事する労働者を対象に定められた特定(産業別)最低賃金の2種類があります。

県の地域別最低賃金は、令和元年10月1日から798円に改正されました。

県特定最低賃金は、業種により異なるため、県ホームページを確認ください。

●お問い合わせ先 福島労働局賃金室(☎ 024-5364604)

県特定最低賃金



# 全国市長会会長の動き

その16

立谷市長は、2018年6月、全国市長会の会長に就任しました。ここでは、立谷市長の全国市長会会長としての活動の一部を紹介いたします。

## ●活動報告

令和元年8月豪雨、台風15号、台風19号などによる災害対応の緊急要望  
 災害からの早期復旧と災害に強い地域づくりに向け

立谷市長は令和元年12月20日、8月豪雨、台風15号、台風19号などによる災害対応について、政府、与党に対する要望活動に出席しました。当日は立谷市長のほか、神出政巳和歌山県海南市長（全国市長会防災担当副会長）、



清水聖士千葉県鎌ケ谷市長

（千葉県市長会会長）、柳田清

二長野県佐久市長（長野県市長会危機管理建設部会長）も

出席し、自由民主党岸田文雄

政務調査会長、内閣府平将明

副大臣、国土交通省山田邦博

技監などと面会し、要望事項

を説明しながら早期の対応を

求めました。

主な要望は次のとおりです。

▽被災市町村が早期に復旧事業に着手できるように、また被災地の農業者が早期に営農を再開できるように速やかに災害査定を実施すること。

▽既存堤防の強化をはじめ河川の拡幅や掘削およびしゅんせつなど、必要に応じた改良を短期的・集中的に実施し氾濫リスクの低減を図るとともに、排水ポンプの増強など地域特性を踏まえた治水・内水浸水被害軽減に向けた取り組みへの支援を行うこと。

▽中小企業・小規模事業者の早期復旧のためのグループ補

助金は、手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、年度をまたいだ事業執行が可能となるように柔軟に運用すること。

▽災害時の断水に備えた都市自治体の給水車の増強を積極的に支援すること。

●問い合わせ先 秘書課（☎372115）

## 骨太けんこう体操 体験教室

健康ミニ講話や体を動かすレクリエーションも行います。動きやすい服装で参加ください。

- 日程 2月17日(月)、3月16日(月)、4月20日(月)
- 時間 14時～15時30分
- 場所 総合福祉センター（はまなす館）
- 問い合わせ先 市社会福祉協議会（☎36-5033）

生涯学習推進本部主催

## 米麴を使った甘酒づくり教室

飲む点滴、健康・美容飲料として注目を浴びている、米こうじを使った甘酒づくりに挑戦してみませんか。  
 アルコール0%の甘酒を自宅で簡単に作れるようになります。

●日時 2月12日(水) 10時～12時

※出来上がった甘酒の受け取りは17時ころになります。

●場所 中央公民館調理室

●内容 ▼米こうじを使った甘酒づくりと効用▼米こうじづくりと米こうじを使ったみそ・しょうゆの作り方など

●講師 小関善之玉野公民館長

●対象 市民

●定員 10人

※定員になり次第締め切り。

●持参物 ▼電気炊飯器▼炊いたご飯1合

●参加費 500円

※米こうじ代。

●申込・問い合わせ先 生涯学習課（☎372187）

参加者募集

## ちびっこ探検学校 ヨロン島

与論（よろん）島で国際交流イベントを開催します。

●日時 3月26日(木)～4月1日(水)

●場所 鹿児島県大島郡与論町

●内容 ▼イカダ作り▼ハーレー船競争▼洞窟探検など

●対象 小学校2年～6年生

▼ルールを守り、仲間を大切にできる子

▼元気で自分のことを自分でできるようがんばれる子

●定員 ▼日本人小学生200人

▼在日外国人小学生100人

●申し込み方法 問い合わせ先に連絡ください。パンフレットと参加申込用紙を送付します。

●費用 ▼参加費▼旅費

※詳細は問い合わせください。

●申込期限 3月5日(木)

【事前説明会】

●日時 2月9日(日) 14時

●場所 福島テルサ(福島市)

※予約不要、入場無料。

●問い合わせ先 公益財団法人国際青少年研修協会（☎03-6417-9721）

## 相双地域精神障がい者家族教室

精神的な病気や障がいのある方にとりどのように接したらよいか分からず悩んだことや、相談したいと思っても一歩が踏み出せなかった経験がある方などのために、精神障がい者家族教室を開催します。

当日は、障がいのことや対応方法、家族の接し方などを学ぶほか、講師に直接、質問できる時間もあります。

●日時 2月8日(土) 13時30分～15時30分  
 ※受け付け開始13時  
 ●内容 △障がいのこと △当事者への対応方法

●講師 蟻塚亮二医師(メンタルクリニックなごみ院長)

●対象者 △精神障がい者の家族 △事業所の職員など

※そのほか関心のある方も参加できます。

●場所 総合福祉センター(はまなす館) 2階第3会議室

●参加費 無料

●申込期限 1月30日(木)

●申込・問い合わせ先 NPO法人相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会(☎269753)

## 認知症カフェのお知らせ

認知症に関するお悩みの相談や、情報交換ができる交流カフェを開催しています。どなたでも、気軽に参加ください。

### 【オレンジカフェはまなす館】

#### ●日程

- ▽1月28日(火)
- ▽2月12日(水)、25日(火)
- ▽3月11日(水)、24日(火)
- ▽4月8日(水)、28日(火)



- 時間 14時～15時30分
- 場所 総合福祉センター(はまなす館)
- 問い合わせ先 市社会福祉協議会(☎36-5033)

## 2月定例教育委員会開催

日時・場所が変更になる場合がありますので、傍聴を希望する方は、事前に問い合わせください。

- 日時 2月4日(火) 13時30分
- 場所 市役所1階 第2委員会室
- 問い合わせ先 教育部総務課(☎37-2183)

## 献血に協力ください

月日	時間	場所
1月26日(日)	10:00-12:00	エイトタウン相馬
	13:30-16:30	

※採血は医師の診断の上、行います。

## 保健センター通信

### 育児に関するQ&A

Q.2歳児のイヤイヤ期の対応はどのようにすれば良いですか？

A.イヤイヤ期とは「第1反抗期」と呼ばれ、パパやママの意見と子どもの意見がぶつかりあう時期のことを指します。パパやママから見れば反抗ですが、お子さんから見ると「自己主張」をしています。まだ言葉で上手に伝えられないこともあり、自分の要求を「イヤ」という言葉で表現しています。そのようなときは、「〇〇がイヤなんだね」とお子さんの気持ちに共感し、やりたいことは危険のない範囲でやらせてあげましょう。パパやママの温かく見守る姿勢も大切です。

●問い合わせ先 保健センター(☎35-4477)

◎12月の3歳児健診でむし歯のなかったお子さんは、15人でした。

こんの しゅんれん 今野 隼澗さん	もり てんのすけ 森 天之輔さん	あら りりな 荒 莉々菜さん	ささき あおい 佐々木 愛保衣さん
みずがい つぐみ 水谷 月海さん	もり きこ 森 稀子さん	うえの けいご 上野 圭剛さん	みやけ さき 三宅 咲希さん
もり ちなつ 森 千夏さん	つだ れいか 津田 怜輝さん	ンバイブライマさん	いわさき みつき 岩崎 光希さん
まくち ふうか 菊地 風花さん	あらかわ まりあ 荒川 莉空さん	さとう そうし 佐藤 壮史さん	

みんな素晴らしいね、むし歯ゼロ、歯磨き頑張ろう！

### むし歯予防のポイント

#### ～仕上げ磨きの方法～

歯ブラシは鉛筆を持つように握り、毛先を歯の表面に直角にあてましょう。力を入れすぎず、小刻みに動かします。毛先が開いたら歯ブラシは交換しましょう。

2月1日～2月29日の

## 市民会館の催し

詳しくは、問い合わせください。(12月17日現在)  
市民会館 (☎ 35-2426)

※市民会館駐車場は、各種イベントなどで全面利用することがあります。無断での駐車は遠慮ください。

月日	時間	行事名	問い合わせ先
2月2日(日)	14:00	第20回相双バンドフェスティバル	相馬農業高校 (☎ 23-5175)
2月8日(土)	14:00	そうま音楽夢工房第66回演奏会 SUNNY'S JAZZ LIVE in 相馬	生涯学習課 (☎ 37-2187)
2月9日(日)	13:30	市女性団体連絡会主催講演会 片付けで心もスッキリ快適生活	生涯学習課 (☎ 37-2187)
2月16日(日)	10:00	第11回ひなめぐり	相馬商工会議所 (☎ 36-3171)
2月22日(土)	8:30	エンゼルボイスコンサート	学校法人みどり幼稚園 (☎ 35-2463)

## 無料法律相談の案内

●日時  
▽2月7日(金)  
▽13時30分～16時

●場所 総合福祉センター(はまなす館)  
※相談を希望する方は、市社会福祉協議会まで予約ください。

予約は1月20日(月)から受け付けます。

●予約・問い合わせ先  
市社会福祉協議会  
(☎ 365033)



## 「相馬地方広域水道企業団からのお知らせ」 水道水のモニタリング結果

相馬地方広域水道企業団の水道水に放射性物質は検出されていません。

飲料水として全く問題ありませんので、安心ください。

検査月日	真野ダムが水源の水		相馬第1・第2・第3・第5水源地在が水源の水	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム
12月27日	ND (<1)	ND (<1)	ND (<1)	ND (<1)
12月25日	ND (<1)	ND (<1)	ND (<1)	ND (<1)
12月23日	ND (<1)	ND (<1)	ND (<1)	ND (<1)

「ND」は「Not Detected」の略。  
検出限界値1ベクレル/kg以下であることを示します。

- 測定機関 相馬地方広域水道企業団
- 分析装置 ゲルマニウム半導体検出器
- 検査頻度 週3回



【問い合わせ先】  
相馬地方広域水道企業団  
施設課 (☎ 35-6711)

## 相馬市内の交通事故発生状況

	発生件数	死者数	傷者数
令和元年12月	4	0	5
令和元年累計(A)	58	2	75
平成30年累計(B)	91	1	105
増減(A-B)	-33	1	-30

## 休日当番医

1月19日(日)	菜のはなこどもクリニック	中村字川沼	36-8739
1月26日(日)	阿部クリニック	中村一丁目	35-2553
2月2日(日)	渡辺病院	新地町駒ヶ嶺	63-2100
2月9日(日)	杉本医院	小泉字高池	36-3650
2月11日(火)	あらか産婦人科クリニック	馬場野字山越	35-0303
2月16日(日)	ふなばし内科クリニック	中村字塚田	35-1500

※診療時間は9:00～16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎ 36-5101)  
相馬中央病院 (☎ 36-6611)

## 休日歯科当番医

1月19日(日)	小林歯科医院	南相馬市原町区	23-2727
1月26日(日)	大井歯科医院	中村字大手先	35-0808
2月2日(日)	すすむ歯科医院	南相馬市原町区	26-1062
2月9日(日)	大沼歯科医院	南相馬市鹿島区	46-5970
2月11日(火)	かとう歯科医院	南相馬市原町区	24-3838
2月16日(日)	梶田歯科医院	中村二丁目	36-1551

※診療時間は9:00～16:00

